

(検・審ろ)

平成28年12月26日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 福島直之

検察審査員等の日当の額の目安等について（事務連絡）

検察審査員，補充員，証人及び専門的助言者に支給すべき日当の額については，検察審査員等の旅費，日当及び宿泊料を定める政令（以下「政令」という。）第3条第1項により，検察審査会長が定めることとされていますが，日当の額の決定の便宜を図るため，別表のとおり，日当の額の目安を作成しました。

については，各検察審査会において検察審査員等の日当の額を定める際の参考としてください。

また，別表の利用等に当たっては，下記の事項に留意してください。

記

1 会議期日以外の日に出頭した検察審査会長に支給する日当について

検察審査会長が，会議期日以外の日に出頭した場合には，会議期日の指定や検察審査会の議決に基づく会議準備等の必要不可欠な事務処理を行うために出頭した場合には，旅費，日当及び宿泊料を支給することができるものと考えられますが，その日当の額は，別表において，「検察審査員及び補充員」の種別の「その他の日」に区分された額が参考になると考えられます。

2 小委員会を実施した場合に支給する日当について

小委員会を実施した場合に支給する日当の額は，別表において，「検察審査員及び補充員」の種別の「会議に関与した日」における日当の額が参考になると考えられます。

3 証人及び専門的助言者の日当について

証人及び専門的助言者の日当の額を定めるに当たっては、証人の尋問又は専門的助言者の助言の所要時間のほか、その開始が遅れた場合の待ち時間、出頭所要時間等も勘案することが考えられます。

4 実費額の路程賃を支給する場合の証明書類について

政令第2条第4項の規定に基づき実費額の路程賃を支給すべき場合には、検察審査員等が提出する旅費請求書に天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明する書類を添付してください。ただし、時刻表、運賃表その他これらに類するものにより明らかとなる事項又は一般に周知されている事項については、その証明書類の添付を要しません。

5 航空賃の支給について

政令第2条第1項の規定により、航空賃は、航空機を利用すべき特別の事由がある場合に支給するとされていますが、同様の規定（刑事訴訟費用等に関する法律第3条第1項）が定められている裁判所の証人等の航空賃については、出頭のための旅行の日程及び当該旅行に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認める場合で、現に航空機を利用したとき（復路については、航空機を利用することが確実であると認められるとき。）に支給するとされていますので、参考にしてください。

(別表)

日 当 の 額 の 目 安

種 別	区 分		目 安
検 察 審 査 員 及 び 補 充 員	会 議 に 関 与 し た 日 の 関 与 時 間	1 時間以内	4, 370 円
		1 時間を超え 2 時間以内	4, 370 円を超え 4, 710 円以内
		2 時間を超え 3 時間以内	4, 710 円を超え 5, 110 円以内
		3 時間を超え 4 時間以内	5, 110 円を超え 5, 740 円以内
		4 時間を超え 5 時間以内	5, 740 円を超え 6, 730 円以内
		5 時間を超え 6 時間以内	6, 730 円を超え 7, 310 円以内
		6 時間を超えるもの	7, 310 円を超え 8, 000 円以内
	そ の 他 の 日	3, 930 円	
証 人	尋 問 時 間	2 時間以内	2, 940 円以上 3, 930 円以内
		2 時間を超え 4 時間以内	3, 930 円を超え 5, 740 円以内
		4 時間を超えるもの	5, 740 円を超え 8, 000 円以内
	専 ら 旅 行 に 要 し た 日	3, 930 円	
助 言 者	出頭したが助言するに至らなかつた場合	2, 940 円以上 3, 930 円以内	
	助 言 を 徴 し た 場 合	3, 930 円を超え 8, 000 円以内	
	専 ら 旅 行 に 要 し た 日	4, 070 円	

(注)

会議又は尋問が午前から午後までにわたって行われた場合におけるいわゆる昼休み時間は、それぞれ会議に關与した時間又は尋問に要した時間に含める。